解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十七日

神奈川県厚木市中町二丁目一四番一六号

特定非営利活動法人燦麓会

清算人　南　剛太

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年九月二十日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十七日

富山県富山市願海寺七五二番地

宗教法人瑞詮寺

清算人　眞岸　勝彦

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月六日香川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十七日

香川県高松市丸亀町七番地一六

高松丸亀町商店街G街区市街地再開発組合

代表清算人　植村　博

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月六日沖縄県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十七日

沖縄県島尻郡与那原町字板良敷一三九二番地の二　南城市佐敷馬天土地区画整理組合

代表清算人　瀬底　正人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二十六日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十七日

東京都三鷹市上連雀二丁目三番一二号高橋ビル一階

医療法人社団雅美会

清算人　立花　愛子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十七日

福井県越前市塚町一〇一番地

社団法人武生商店街連盟

代表清算人　三谷　勇二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年五月二十六日開催の社員総会の決議ならびに静岡県教育委員会の許可により、平成二十五年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十七日

静岡市駿河区有東三丁目四番一七号

社団法人静岡市立商業高等学校後援会

代表清算人　萩原　通弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年一月二十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十七日

千葉県南房総市安馬谷一八九三番地

社団法人千歳村安馬谷昭和会

代表清算人　笹子　幹夫

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十五年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十七日

宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代三九六四番地三

社団法人家代青年会

代表清算人　堀　英博

第二十七期決算公告

平成二十四年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部

流動資産	一、一一八、六五一
固定資産	七、三一〇、九〇四
合計	八、四二九、五五五

負債及び純資産の部

流動負債	七七九、〇二二
固定負債	一二〇、二八五
株主資本	七、五三〇、二四七
資本金	四、九九九、九九九
利益剰余金	二、五三〇、二四八
利益準備金	一、二六六、〇〇〇
その他利益剰余金	一、二六四、二四八
合計	八、四二九、五五五

損益計算書の要旨

（平成二十四年一月一日から平成二十四年十二月三十一日まで）

単位・千円

営業収益	二、一三一、八〇一
営業費用	一、四七九、一一三
営業利益	六五二、六八八
営業外収益	三一、四六七
経常利益	六八一、八六五
特別損失	三五
税引前当期純利益	六八一、八二九
法人税、住民税及び事業税	二九四、一七三
法人税等調整額	△九、三三八
当期純利益	三九六、九九四

平成二十五年三月二十七日

横浜市港北区新横浜三丁目一〇番地

株式会社横浜アリーナ

代表取締役社長　東　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区向山三丁目一六番地、最後の住所宮城県黒川郡大和町小野字前沢一番地

宮城県和風園　被相続人　亡　佐藤　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十七日

事務所仙台市青葉区一番町二丁目九番二二号第2ナカノビル七〇三　宇都法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宇都　彰浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県にかほ市大竹字前谷地一九〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　三船　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十七日

秋田県由利本荘市御門二六五番地一

相続財産管理人　司法書士　工藤　亨

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

副作用拠出金率変更のお知らせ

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十九条第三項の規定に基づき、同条第二項の拠出金率を次のとおり変更したのでお知らせします。

一、副作用拠出金率を千分の〇・三五から千分の〇・二七に変更します。

二、変更後の拠出金率は、平成二十五年度以降の拠出金の額の算定について適用します。

平成二十五年三月二十七日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

理事長　近藤　達也